

入札等監視委員会の議事概要の公表について

北九州市入札等監視委員会の令和5年度第2回定例会議を次のとおり開催したので、別添のとおりその議事概要を公表する。

記

開催日時 令和5年8月24日（木） 14：00～15：30

開催場所 本庁15階 15C会議室

令和5年度第2回 北九州市入札等監視委員会 議事概要

1 会議名

令和5年度第2回北九州市入札等監視委員会

2 開催日時

開催日時 令和5年8月24日(木) 14:00～15:30

開催場所 本庁15階 15C会議室

3 出席委員(五十音順)

城戸 将江、古林 節子、田籠 亮博、樋上 弥寿子、森江 由美子

4 議事

(1) 令和5年度第1四半期の工事契約状況等の報告

ア 次の事項について報告した。

- ・工事契約件数及び契約金額について
- ・建設工事等有資格業者に係る指名停止及び資格取消について

(2) 令和5年度第1四半期の工事契約抽出案件の審議

ア 抽出方法について

審議する案件は、令和5年度第1四半期に契約をした工事の中から、田籠委員が10件(契約課契約分7件、上下水道局分3件)を抽出した。

イ 審議における質疑等

(問) 総合評価、一般競争入札による建築工事で、落札金額が5位で、技術点が2位のため、入札内容を知りたく抽出した。

(答) 築30年を経過した学校を対象とする、経年劣化に伴う機能の更新等の大規模改修工事である。工事場所が学校関係者と同一の進入口となっており、特殊な作業場となっていることや、長期休暇と授業中の両方の工期で日程の調整が必要など配慮することが多いことから、総合評価落札方式を採用した。

また、同時期に複数の学校で入札を行っており、共通の項目も多いため、同じ書類で複数の案件を審査する一括審査方式とした。7者が応札し、落札業者の入札金額は5位で、価格以外の評価点が2位、これらを総合した評価値で1位となったため落札した。

(問) 総合評価、指名競争入札による鋼構造物工事で、総合評価で指名競争入札とした理由を知りたく抽出した。

(答) 若戸大橋の長寿命化のため、吊橋部の塗替塗装を行う工事である。高所での作業であり、高度な安全確保、品質管理が必要な工事であることから、総合評価落札方式を採用した。非常に特殊な工事で、高い専門性が必要なため、過去に同種の工事の施工実績のある業者を指名する指名競争入札を行った。

(問) 一般競争入札による土木工事で、参加業者数が多いため入札内容を知りたく抽出した。

(答) 学校建設予定地の土地の造成工事である。土地が広く、比較的規模も大きく、難易度があまり高くない一般的な土木工事であるため、多くの業者が参加した。参加申込業者48者のうち、5者が辞退や取消、43者が応札した。最低制限価格を下回った28者が失格となり、最低制限価格を上回り、一番低い価格の業者が落札業者となった。

(問) 一般競争入札による建築工事で、参加業者数が少ないため入札内容を知りたく抽出した。

(答) 消防団施設の建築工事である。アンダーパスの上の公園区域が工事箇所となっていることや、通常より杭を深く打つ必要があるなど難易度が高いため、参加業者が少なかった。参加申込業者3者のうち、2者が最低制限価格を下回ったため失格となり、3番目の価格で入札した業者が落札した。

(問) 指名競争入札による土木工事で、2,500万円を超える工事であるが、指名競争入札とした理由を知りたく抽出した。

(答) モノレール桁の経年劣化による定期的な補修工事である。モノレールの工事は非常に特殊であるため、施工可能な業者を指名する指名競争入札を行った。26者の指名に対して応札したのは3者であった。

(問) 指名競争入札による機械器具工事で、落札率が低く、指名業者数が少ないため、入札内容を知りたく抽出した。

(答) ごみ焼却施設の集じん器を交換する工事である。非常に特殊な工事であり、本市での施工可能業者が少なく、5者の指名となった。工事費用に係る機器費の割合が高いため、最低制限価格を設けず入札を行った結果、一番低い金額で入札した業者の価格と予定価格に差があり、落札率が低くなった。

(問) 随意契約による機械器具工事で、特命で予定価格と見積金額に乖離があるため、予定価格は適切であるかを知りたく抽出した。

(答) ごみ焼却施設の定期修繕工事である。工事箇所が既設設備と密接な部分が多く、製造メーカーが直接行う必要があるため特命となった。予定価格の作成にあたっては、特命であっても客観的な価格を担保するため、部品代のほか独自の積算を行い、正当な価格を算出している。それに対する業者からの正式な見積金額が予定価格と大きく差があったもの。

(問) 指名競争入札による土木工事で、指名業者数が多いため、入札事務に支障がないか知りたく抽出した。

(答) 下水道施設の一般的な土木工事である。管の更生工事は工事内容によって工法が決まっており、各業者は予め上下水道局へ施工可能な工法の届出を行っている。今回の工事で施工可能な業者75者を指名した。そのうち12者が辞退、63者が応札した。

(問) 指名競争入札による水道施設工事で、指名業者数が少ないため、指名理由を知りたく抽出した。

(答) 水道施設の分岐管を設置する工事である。工事を行うにあたり、断水による工事は市民生活への影響が大きいため、不断水での分岐工事が必要となるが、非常に特殊な工法であるため、施工可能な業者2者の指名となった。

(問) 随意契約による水道施設工事で、配水管布設替工事を随意契約とした理由を知りたく抽出した。

(答) 建設局で先行して発注している道路工事の計画道路内に水道管を布設する工事である。水道工事と道路工事で施工箇所等が競合することから、工事の円滑かつ適切な施工を確保するため、先行の道路工事を受注した業者に特命したものである。